東京都担当確認年月日
 令和2年
 2月10日

 東京都作業部会確認年月日
 令和2年
 2月12日

事業名 燃料費、高速料金等

案件名 大会関係者用バスに配備する Samsung 製タブレットの購入

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の 考え方に基づくもの であること		 本件は、大会関係者に円滑な輸送サービスを提供するために必要な事業である。 経費負担の基本的な考え方は、平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであり、メディア分を除くパラ経費の組織委員会2:国1:都1である。 	
事業の執行に当たり、 大会運営を担う組織 委員会が一括して執 行した方が効率的、効 果的であること		 大会運営の一環として行う事業であることから、運営主体である組織委員会が一括して執行することが効率的、効果的である。 組織委員会が一括して実施することで、関係各部門との横断的な調整が可能であり効率的である。 	
経費の内容等 が必要性(必要 な内容、機能か	必要性	本事業は、円滑な輸送サービスを実現し、大会関係者をバスで競技会場へ確実に輸送するために、必要な事業である。バス運転手に必要な情報提供を行うとともに情報を収集し、運行管理を円滑に実施するためには不可欠である。	
など)、効率性 (適正な規模、 単価かなど)、 納得性(類似の ものと比較し		仕様及び数量は、バスの車両台数などから算出して、適正に設定している。買取りとなる製品は、大会後の後利用について今後協議していくことを確認した。	
で相応かなど) 等の観点から 妥当なもので あること	納得性	設定した単価が適正か、類似品の価格と比較を行い確認した。組織委員会から提示された仕様書、詳細仕様書、内訳書を確認し、納得性があると判断した。	
その他経費の内容等 が公費負担の対象と して適切なものであ ること		 大会運営の一環として行う事業であることから、メディア分を除くパラ経費については公費負担の対象として適切である。 予算内であることを確認しているが、令和元年度末に、大会経費の都の枠内であることを改めて確認する。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費 の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。